

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧（あはき）の療養費の申請方法について

はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧の保険適用となる施術料は、当健保では償還払いとなっていますのでお知らせいたします。

記

1. 実施時期

2019年4月施術分より実施

2. 支払い方法

償還払い（窓口で施術料の全額を支払った後、被保険者が健保組合に療養費の申請を行う方法）

3. 申請方法

① 施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。

② 施術者等に施術内容等の証明を受けます。（当健保の療養費支給申請書内に記載）

③ 以下の書類を揃え、当健保組合にご提出ください。

『療養費支給申請書』

『はり、きゅう用』または『あん摩・マッサージ・指圧用』の該当するものに記入。また、「施術内容欄・施術証明欄は施術者」、「それ以外の項目は申請者（被保険者）」が記入をします。

尚、事業所に在籍の方は事業主にご提出いただき、事業主経由にて申請者（被保険者）の口座に、任意継続の方は当健保にご提出いただき、お届けの振り込み口座に給付金をお支払い致します。

『領収書原本』（全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの）

『医師の施術同意書（原本）』

※初療日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意（再同意）を受けることが必要です。また、同意期間内において2回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書（写し）の添付で差し支えありません。

『施術報告書（写し）』（平成30年10月施術分より）

※施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

『往療状況確認書』

※往療の施術を受けた場合には、施術者等へ『往療状況確認書』の記入を受け申請書に添付をしてください。

用紙は当健保組合ホームページからダウンロードして頂くか、事業所に在籍の方は事業主に、任意継続の方はお電話でご請求ください。

3. その他注意事項

※暦月（1日～月末）ごとに申請してください。

※療養費支給申請書及び添付書類（医師の施術同意書等）は平成30年6月20日付け保医発0620第1号に基づくものをご使用頂きますようお願い申し上げます。

※当健保組合において審査のうえ、支給決定を行います。

※医療機関との併用確認等のため、支給はおよそ施術月より4～5ヶ月後となります。

4. 留意事項

・平成31年4月施術分以降、施術者等からの申請があったものは、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。お手数ですが、償還払い（領収書（原本）等の添付）の手続きにより再申請をしてください。

以上